

平成28年度

包括外部監査の結果報告書（要約版）

「保健福祉局における高齢者福祉、障がい者福祉  
及び児童福祉に関する事務の執行について」

倉敷市包括外部監査人

小 野 雅 之

## 第1章 総論

### 第1 包括外部監査の概要

#### 1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項、第2項による包括外部監査

#### 2 選定した特定の事件(テーマ)

「保健福祉局における高齢者福祉、障がい者福祉及び児童福祉に関する事務の執行について」

#### 3 監査対象機関(部局)

保健福祉局における次の部課

- ・健康福祉部の健康長寿課及び倉敷市地域包括ケア推進室
- ・社会福祉部の障がい福祉課及び総合療育相談センターゆめぼる
- ・子ども未来部の子育て支援課、子ども相談センター、保育・幼稚園課及び子ども子育て支援新制度推進室
- ・指導監査課

ただし、監査の過程で必要と認める場合は、上記以外も監査の対象とした。

#### 4 監査対象期間

監査の対象とした期間は、基本的に平成27年度(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)である。ただし、必要と認める場合は、過去の年度も対象とした。

#### 5 監査実施期間

平成28年6月29日から平成29年2月10日

#### 6 監査の体制

包括外部監査人	公認会計士	小野	雅之
同 補助者	公認会計士	山形	昌弘
同 補助者	公認会計士	中西	崇陽
同 補助者	公認会計士	岡	まり子
同 補助者	公認会計士	有澤	和久
同 補助者	弁護士	清野	彰

## 7 監査日数

包括外部監査人 26.5 日

同監査補助者 5 名で延べ日 計 93.5 日 合計 120 日

## 8 監査対象として選定した理由

保健福祉局は、倉敷市民の健康を維持管理し福祉を増進するという、市が提供する市民サービスのうちで最も重要なものといえる業務を担当する部局である。所管業務としては、保健福祉、生活保護などの生活福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、介護や国保などの保険、各保健福祉センター、保健所及び市民病院と保健・福祉関連全般であり非常に広範囲となっている。

当部局を監査するにあたっては、所管業務すべてを監査対象とするのではなく、過去において既に外部監査の対象となった生活福祉課、国民健康保険課、くらしき健康福祉プラザ及び市民病院は対象から外すことが、効率的な監査の実施の観点からは望ましいと考える。

当部局の所管業務の中で中心となるのは、高齢者福祉、障がい者福祉及び児童福祉といえる。

高齢者福祉の施策については、少子高齢化により対象となる高齢者は今後増加する一方である。市は今までと同様の水準のサービスを維持するだけで財政負担が大幅に増加することが想定される。

障がい者福祉の施策については、国の施策が「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」に改正された。それに伴う福祉サービスの受給者が増加したため、事業費の市の負担が増加している。

児童福祉の施策については、待機児童問題が社会問題化するなど、子育て支援に対する、社会の関心は益々増加している。倉敷市では、市長の方針により、市独自の子育て支援策として様々な施策を実施している。

市民からの要望として、保健福祉施策の更なる充実を求める声は大きく、今後の制度の拡充のためには、更なる財政負担が増加するものも多いのが現状である。そこで、監査により現在実施されている福祉施策について、その必要性を検証することで、役割を終えたものや、他制度との統合の可能性を探ることが必要である。また、各種団体への福祉施策に関する補助金や委託料にもメスを入れ、既得権益化しているものはないかを検討する。施策自体を他市町村との比較によりその妥当性を検討する。

さらに、これら福祉サービスを提供する福祉施設等に対して、市による適切な指導監査等が行なわれていることを確かめるため、担当部署である指導監査課も対

象とする。

このテーマは、他の自治体の包括外部監査では数多く取り上げられているにもかかわらず、倉敷市の過去の包括外部監査では一度も取り上げられておらず、テーマとして選定する意義は大きいと判断した。

ただし、高齢者福祉については、介護保険を含めて検討すべきものであるが、介護保険を含めると検討対象が広くなりすぎるため、介護保険は今回の監査対象に含めないこととした。

## 9 監査の着眼点

具体的な監査の着眼点は、以下のとおりである。

- ①保健福祉局に関する事業に係る事務の執行等が、関連する法令及び条例・規則等に従い処理されているか。
- ②保健福祉局に関する事業に係る事務の執行等が、経済性・効率性及び有効性を考慮して実施されているか。
- ③保健福祉局に関する事業自体の必要性を検証し、不必要な事業がないかどうか。
- ④倉敷市の高齢化の現状と今後の高齢化の進展の調査・分析が行われ、その結果を踏まえた高齢者保健福祉計画が策定され、実施されているか。
- ⑤事務の執行が合理的と考えられる方法によって適切に行われているか。
- ⑥各事業所に対して適切な指導監査を実施しているか。

## 10 監査結果について

「指摘事項」とは、法令、条例・規則違反や事務処理等が著しく不合理な場合の指摘であり、改善を求めるものである。

「意見」とは、「指摘事項」には該当しないが改善が望ましい事項である。

「参考」とは、業務をより改善し、効率化するために参考となる事項を外部監査人が記載するものである。

## 11 利害関係

地方自治法第 252 条の 29 の規定により、記載すべき利害関係はない。

## 第2 監査対象の概要

### 1 保健福祉局の概要

#### (1) 保健福祉局の組織

保健福祉局の組織は、次ページのとおりである。

局内の部として、社会福祉部、子ども未来部、健康福祉部があり、児島、玉島、水島に保健福祉センター・社会福祉事務所がある。また、倉敷市保健所及び市民病院が含まれる。

職員数は平成27年4月1日現在で、正規職員934名、嘱託職員502名となっている。倉敷市全体職員3,369名の27.7%を占めている。

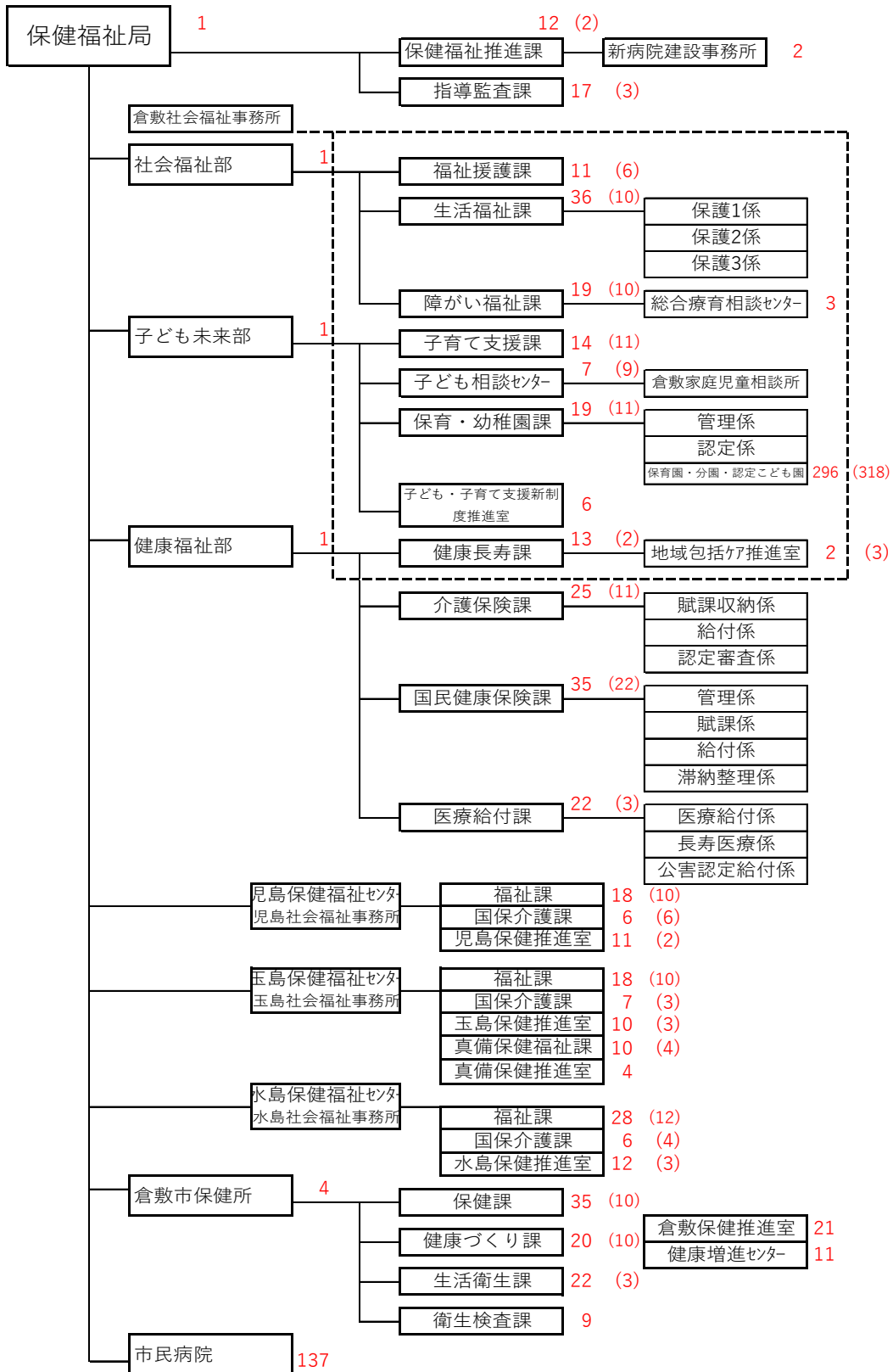
#### (2) 業務内容

保健福祉局の業務としては、次の表のとおりであり、主に市民の健康、子育て、福祉、社会保障に関する業務である。

部等	課等	業務内容
	保健福祉推進課	保健福祉施策の企画及び調整
	指導監査課	社会福祉法人・社会福祉施設・障がい者支援事業所の指導監査
社会福祉部	福祉援護課	生活困窮者支援、戦傷病者・戦没者遺族、民生・児童委員、高齢者・障がい者の権利擁護
	生活福祉課	生活保護、緊急援護、中国残留邦人
	障がい福祉課	障がい者施設福祉、在宅福祉、障がい者の社会参加促進、障がい者(児)手当
	総合療育相談センターゆめばる	子どもの発達、障がいに関する相談、療育など福利サービス利用や福祉制度に関する相談など・関係機関との連絡調整
	臨時給付金室	臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金
子ども未来部	子育て支援課	児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、児童福祉年金、遺児教育年金、遺児激励金、放課後児童クラブ
	子ども相談センター	児童虐待に関する相談、児童に関する各種相談
	保育・幼稚園課	認定こども園、幼稚園、保育所の入所、保育料
	子ども・子育て支援新制度推進室	子ども・子育て支援新制度施行推進
健康福祉部	健康長寿課	高齢者福祉、高齢者の生きがい対策
	倉敷市地域包括ケア推進室	介護予防、高齢者支援センター(地域包括支援センター)の指導・支援
	介護保険課	要介護認定、介護保険の給付、保険料の賦課・収納
	国民健康保険課	国民健康保険の給付、保険料の賦課・収納、保険料の納付相談
	医療給付課	子ども・ひとり親家庭・重度心身障がい者医療費、後期高齢者医療制度、公害保健福祉
市民病院		
倉敷市保健所		

保健福祉局の組織と職員数

平成27年4月1日現在



計 934 (502)

赤字は職員数、( )は嘱託、臨時職員数で外書

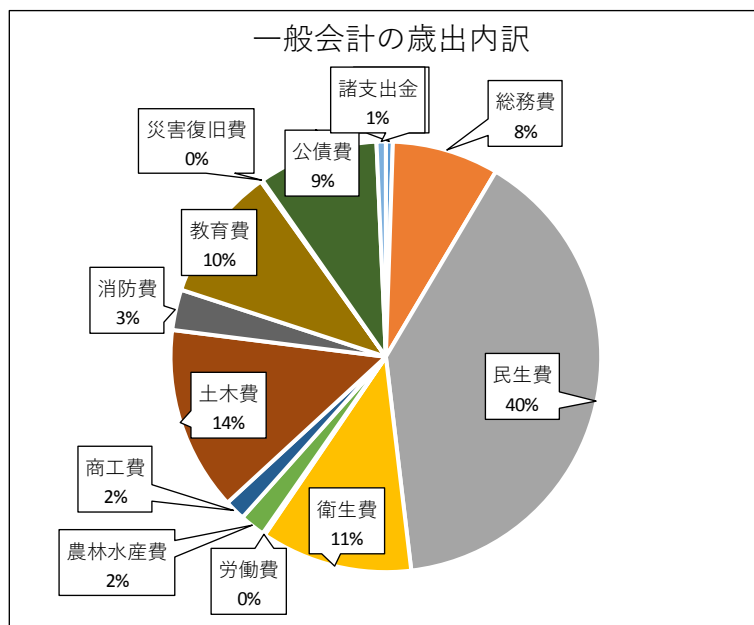
(3) 決算の状況

保健福祉局が関係する民生費の平成 27 年度の決算額は、約 720 億円であり、倉敷市の一般会計歳出額 1,818 億円の 39.6%を占めている。他の費目に比べて支出割合が高いといえる。

平成27年度一般会計歳出額の内訳

単位:百万円

款	決算額	比率
議会費	947	0.5%
総務費	14,553	8.0%
民生費	71,971	39.6%
衛生費	20,719	11.4%
労働費	342	0.2%
農林水産費	3,453	1.9%
商工費	2,831	1.6%
土木費	25,168	13.8%
消防費	5,550	3.1%
教育費	18,372	10.1%
災害復旧費	254	0.1%
公債費	16,392	9.0%
諸支出金	1,258	0.7%
計	181,811	100.0%



民生費について、平成 24 年度から平成 27 年度までの内訳別の決算額の推移を示す。

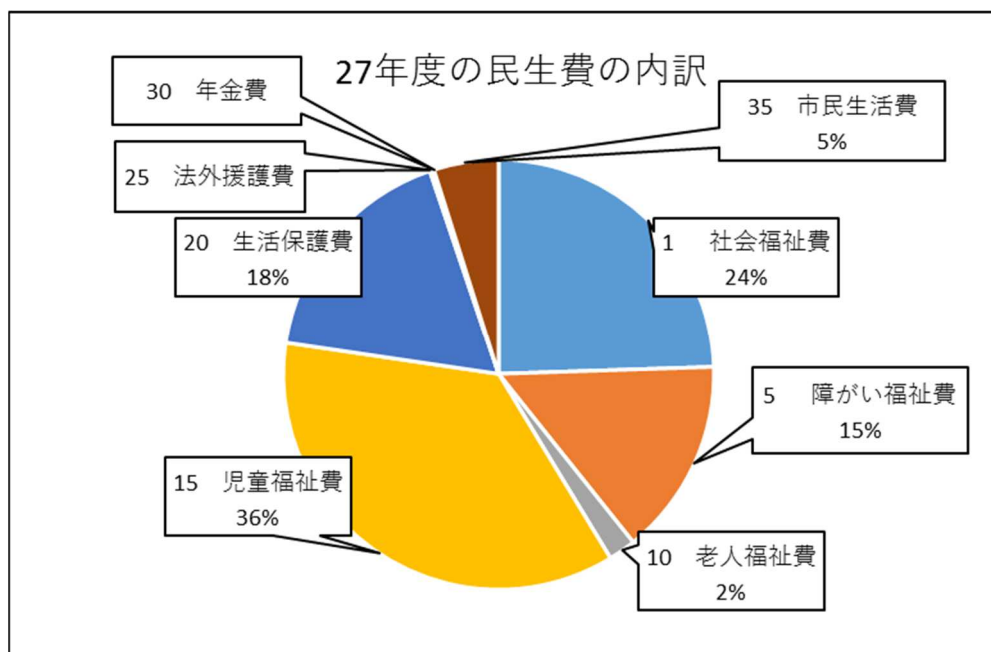
民生費決算額の推移

単位:千円

款	項	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	比率	対前年増減	増減率
3	民生費	64,230,922	64,997,332	70,493,149	71,970,750	100.0%	1,477,601	2.1%
	1 社会福祉費	13,696,983	14,067,158	17,533,773	17,618,445	24.5%	84,672	0.5%
	5 障がい福祉費	8,119,893	8,981,625	10,042,811	10,632,431	14.8%	589,621	5.9%
	10 老人福祉費	1,865,840	1,194,658	1,623,503	1,475,894	2.1%	△147,609	-9.1%
	15 児童福祉費	23,956,204	24,273,116	24,805,586	25,931,528	36.0%	1,125,942	4.5%
	20 生活保護費	12,900,007	12,465,842	12,885,510	12,584,399	17.5%	△301,111	-2.3%
	25 法外援護費	140,632	133,589	129,463	135,806	0.2%	6,343	4.9%
	30 年金費	110,785	103,767	102,567	94,825	0.1%	△7,743	-7.5%
	35 市民生活費	3,439,031	3,777,400	3,364,836	3,497,422	4.9%	132,586	3.9%

平成 27 年度の民生費の構成割合をグラフにすると、次のとおりである。  
金額が多いのは、児童福祉費、社会福祉費、生活保護費、障がい福祉費の順である。

児童福祉費が多いのは、児童手当外で 109 億円、民間保育所への委託料 89 億円、公立保育所運営費 30 億円があるためである。社会福祉費が多いのは、介護保険事業特別会計への繰出金が 113 億円あるからである。



### 第 3 実施した監査の概要

実施した監査手続きは、次のとおりである。

- ① 根拠法令、条例、規則、内規及び方針等を入手・閲覧した。
- ② 事業費推移の分析・検討
- ③ 検討対象事業等の抽出
- ④ 施設整備事業、委託事業・補助金事業について契約書・請求書・起案書・実施報告書等の閲覧・証憑突合
- ⑤ 債権管理の状況の検討
- ⑥ 事業の担当課へのヒアリング
- ⑦ 現地視察
- ⑧ 他の自治体と比較可能な事務事業について比較分析
- ⑨ 市の作成した事業計画についての検討



## 第4 総括

今回の包括外部監査を通しての監査人の全体的な所感を述べる。一般論として、市の行う福祉事業を更に拡大し、充実させることについては、市民誰もが賛同し、反対する者はいないであろう。しかし、そのためには財源が必要であり、現在の市の財政状況でこれを拠出することは容易ではない。財源はそのまま福祉を充実させるためには、事業の効率化と選択が必要である。現状のままでは、対象者(特に高齢者)の増加により、市の負担は増加する一方である。事業の効率化については、実施に当たって、コストアップや非効率となっているものを洗い出していくことが必要である。事業の選択については、有効性の低い事業について見直すことが必要である。

今回の包括外部監査は、この2つの視点を重点に実施した。倉敷市は、全般的に管理・運営状況は良好であり、問題点はあまりない。しかし、外部監査が結果意見として「問題なし」との監査意見を出すことは、包括外部監査の存在意義を問われることとなる。そこで、監査人として、なるべく多くの意見を出して、改善提案を提示することが必要と考え、あえて多くの監査結果を出している。

高齢者福祉については、高齢者は増加する一方であり、福祉のこれ以上の拡充は不可能であり、不要な事業の見直しが必要との立場で結果を出している。

障がい者福祉については、いくつもの事業に指摘事項として、事業の廃止を述べており、厳しい結論となった。包括外部監査は、事業の適法性・妥当性の監査であり、事業自体の存否について意見を述べるものではないということは、監査人は十分承知している。しかし、障がい者の福祉に役立つものは何かを考えた場合、今回指摘した事業などは、金銭等の給付など、経済的利益の提供であり一時的な事業である。これらの事業が、障がい者に真に役立っているかについては、監査人は疑問であると判断した。事業が廃止されることにより削減される予算を、障がい者にとって、真に有効な事業に活用してもらいたいとの考えにより、あえて厳しく指摘したものである。

児童福祉については、子育て支援の観点から保育所関連を重点的に多く監査結果を出している。子育て支援は、市の重点施策であり、喫緊の課題である。

倉敷市総合福祉事業団については、福祉関係の外郭団体との委託契約等ほどのようにあるべきかを考えていただきたいため監査結果を出したものである。

指導監査については、指導監査課の職員は、対象事業者等の増加にも関わらず、少ない職員数で多くの指導監査を実施しており、多忙となっている。しかし、指導監査は福祉関係事業者を監督する要であり、より効率的、適正な監査指導等を行っていただきたいとの監査人からの希望から、今回多くの監査結果を出している。

## 第2章 各論

高齢者福祉、障がい者福祉及び児童福祉については、監査結果を簡略にして表にまとめ、指摘事項についてはその内容を記載している。

表中の○△×－の記号は次のとおりである。

- 指摘事項・意見なし
- △ 重要性の低い指摘事項及び意見あり
- × 重要性の高い指摘事項あり
- － 手続省略

倉敷市総合福祉事業団に対する委託金等の支出について及び指導監査課については、監査結果を簡潔に記載している。  
詳細な内容は報告書全文を参照されたい。

### 第1 高齢者福祉

#### ①老人福祉総務費

	合規性	公益性	公平性	経済性・ 効率性・ 有効性	指摘事項・意見
高齢者生きがい対応型デイサービス事業	○	○	○	○	特になし
在宅ねたきり高齢者等介護手当支給事業	○	○	○	○	特になし
介護用品扶助費支給事業	○	○	○	△	小規模事業であり類似事業との統合を検討すべき【意見】
日常生活用具給付事業	○	○	○	△	給付品目の再検討、事業の廃止を検討すべき【意見】
高齢者はり・きゅう施術費給付事業	○	○	○	○	特になし
老人入浴券給付事業	○	○	○	○	特になし
緊急通報装置	○	○	○	○	特になし

設置事業					
電話安否確認事業	○	○	○	△	廃止も含め存続のありかたを検討すべき【意見】
敬老記念品贈呈事業	×	○	○	×	敬老祝金に関する規定を整備すべき【指摘事項】  敬老祝金が他の中核市と比較して著しく高額であり是正すべき【指摘事項】  記念品は高齢者の立場に立って再度検討してほしい【意見】
シルバー人材センター運営補助事業	○	○	○	×	事業費予算見積書について計算根拠が乏しい項目がある【指摘事項】
生活支援ショートステイ事業	○	○	○	○	特になし
高齢者権利擁護事業	○	○	○	○	特になし

○敬老記念品贈呈事業

A. 条例等の規定がなされていない【指摘事項】

敬老記念品贈呈事業について何ら規定が整備されていない。条例等を整備すべきである。近隣の中核市は祝金の条例が整備されている。

B. 祝金は減額・廃止で見直すべき【指摘事項】

敬老祝金であるが、上の表のとおり倉敷市の100歳到達時の祝金100,000円は他の中核市と比較して著しく高額であるといえる。100歳到達時の祝金は福山市で20,000円、姫路市でゼロ円となっている。

100歳の高齢者に祝金100,000円を贈ることが真に高齢者自身の喜びにつながっているかについては疑問が残る。

100歳到達時に贈る祝金に代えて、例えば生まれた日の新聞のコピーや特産品を贈るなど、これまでよりも少ない費用で100歳の方に心から喜んでもらえるような方策を検討すべきであろう。

高齢化で対象者がこれからますます増え、祝金も増加することが予想され

る。祝金について廃止も含め全面的に見直すべき時に来ていると考える。

○シルバー人材センター運営補助事業

シルバー人材センター事業費予算見積書を再度検討すべき【指摘事項】

下の表は「シルバー人材センター事業費予算見積書」を要約したものである。

シルバー人材センター事業費予算見積書の要約（平成27年6月補正）

【単位：円】

項目	記号	金額
運営費基本分	A	14,340,000
理事長報酬等	B	3,545,280
職員報酬等	C	6,506,672
口座振込手数料	D	744,000
高齢者活用・現役世代雇用サポート事業補助金	E	9,800,000
負担金（賛助会員会費）	F	100,000
合計		35,035,952

上記は平成27年6月に補正されたシルバー人材センター事業費予算見積書の要約である。平成27年度の当初予算ではAの運営費基本分として22,140千円計上されていたが、新規に高齢者活用・現役世代雇用サポート事業を実施するため予算の補正が行われた。補正予算では、当初予算の運営費基本分の一部である7,800千円と当初予算の企画提案方式による事業費補助金（国基準補助分）の2,000千円とを合わせた9,800千円が、新規事業の高齢者活用・現役世代雇用サポート事業に充当されている。

Aの運営費基本分（14,340千円）については具体的な根拠に欠ける数字となっている。

運営費基本分の金額は、真備町、船穂町合併時にシルバー人材センターと協議して決定した金額を基礎として当初決定された。そして、その後再協議の上で減額改定が行われているが、どのように算定されたかについては、明確にされていない。

シルバー人材センター事業費予算見積書における「運営費基本分」の算定根拠を明確かつ具体的に規定にすべきである。

②老人生きがい対策費

	法規性	公益性	公平性	経済性・ 効率性・ 有効性	指摘事項・意見
公園等清掃管理委託事業	○	○	○	○	特になし
老人クラブ等助成事業	○	○	○	○	特になし
シルバー作品展運営委託事業	○	○	○	○	特になし

③老人福祉施設費

	法規性	公益性	公平性	経済性・ 効率性・ 有効性	指摘事項・意見
養護老人ホーム措置委託事業（市外）	○	○	○	○	特になし
養護老人ホーム措置委託事業（市内）	○	○	○	△	老人保護措置費相当額指定管理料精算書の表に計算誤りがある月があった【意見】
軽費老人ホームサービス費助成事業	○	○	○	○	特になし
老人福祉施設整備助成事業	○	○	○	○	特になし
老人福祉センター（まきび荘）管理運営事業	○	○	○	○	特になし
老人福祉センター（有城荘・西岡荘）管理運営事業	○	○	○	×	本部経費の配賦が恣意的に行われており指定管理料の金額の妥当性が確認できない【指摘事項】

老人福祉センター（船穂町高齢者福祉センター）	○	○	○	○	特になし
老人憩の家管理運営事業	○	○	○	△	再委託先との直接契約も検討すべき【意見】

○老人福祉センター（有城荘・西岡荘）管理運営事業

有城荘指定管理業務実績報告書における収支の明細について、本部経費の配賦方法に問題がある【指摘事項】

下記の表は平成27年度の有城荘指定管理業務実績報告書に記載されている収支の明細である。

【単位：千円】

収入	A. 指定管理料	55,386
	B. その他の収入	673
	合計	56,059
支出	A. 人件費	27,844
	B. 光熱水費	4,407
	C. 修繕料	3,900
	D. 業務委託費	3,442
	E. その他	16,696
	合計	56,289

経理担当者から、支出項目 E. その他の金額が大きくなっているのは本部経費 6,329 千円が配賦されているためであるとの回答があった。

そして、本部経費の配賦について確かめたところ、本部経費の配賦計算は倉敷市総合福祉事業団が倉敷市から受託しているすべての事業に対して行われているのではなく、随意契約事業に対してのみ行われていることが分かった。担当者から入手した本部経費按分表によると随意契約である有城荘には本部経費が配付されているが、同じく倉敷総合福祉事業団が競争入札で受託している西岡荘には本部経費の配分は行われていなかった。このような恣意的な配賦計算により、有城荘の支出報告が実際にかかったコストより明らかに大きな数字で報告されてしまっているといえる。結果、実態を反映した実績報告がなされていない。

本部経費の配賦は、恣意的に行うのではなく可能な限り実態を反映し、かつ客観的な基準で行われる必要がある。

このような恣意的な配賦計算は平成27年度に限らず従来から行われており、

恣意的配賦計算が常態化している。仮に本部経費の配賦計算が適切に行われた場合は、有城荘、西岡荘のみならず倉敷市と倉敷市総合福祉事業団との契約全てにおいて影響が及ぶこととなる。適切な配賦計算を行った後に、倉敷市は当事業団との契約全てについて契約金額の見直しを行う必要がある。

#### ④介護保険事業特別会計

	法規性	公益性	公平性	経済性・ 効率性・ 有効性	指摘事項・意見
高齢者支援センター運営事業	×	○	○	○	委託業務随意契約理由書が作成されていない【指摘事項】
介護予防普及啓発事業(委託事業)	×	○	○	○	委託業務随意契約理由書が作成されていない【指摘事項】
介護用品扶助費支給事業	○	○	○	○	特になし
ふれあいサロン活動促進事業	○	○	○	○	特になし
給食サービス事業	○	○	○	△	給食を提供している事業者と倉敷市との直接契約を検討すべき【意見】
介護予防支援ボランティア事業	○	○	○	△	ボランティア登録者数の伸び悩みがみられる。積極的にPRしていただきたい【意見】
高齢者権利擁護事業	○	○	○	○	特になし

○高齢者支援センター（地域包括支援センター）管理運営事業

委託業務随意契約理由書の作成がなされていない【指摘事項】

高齢者支援センターの委託業務に係る 25 件すべての随意契約において「委託業務随意契約理由書」の作成がなされていなかった。委託業務随意契約理由書は総務局総務部契約課平成 26 年 4 月 25 日の通知「委託業務随意契約理由書の作

成について」で作成するよう求められており作成すべきである。

○介護予防普及啓発事業（広義）

委託業務随意契約理由書の作成がなされていない【指摘事項】

介護予防普及啓発事業（狭義）の委託業務に係る随意契約において「委託業務随意契約理由書」の作成がなされていなかった。委託業務随意契約理由書は総務局総務部契約課平成26年4月25日の通知「委託業務随意契約理由書の作成について」で作成するよう求められおり作成すべきである。

⑤日常生活圏域ごとのサービス基盤整備状況

	合規性	公益性	公平性	経済性・ 効率性・ 有効性	指摘事項・意見
サービス基盤 整備状況	—	○	△	○	【意見】赤崎圏域に特別養護老人ホームの設置を検討すべき

第2 障がい者福祉

①障がい福祉課の事務事業

事業名	合規性	公益性	公平性	経済性・ 効率性・ 有効性	指摘事項・意見
移動支援事業	○	○	○	○	特になし
児童発達支援事業	△	○	○	○	申請書への記入者確認を徹底すべき【指摘事項】
生活介護事業	○	○	○	○	特になし
就労継続支援事業	○	○	○	—	参考として見解を記載
障がい児を囲む親子ふれあい事業	○	○	○	△	事業廃止若しくは参加者に応分の負担【指摘事項】
施設通所者交	○	○	○	△	A型事業所では事業廃止また



通費助成事業					は給付要件厳格化【指摘事項】 A型事業所以外では、事業廃止または給付要件の厳格化を検討すべき【意見】
援護金給付事業	×	○	○	×	事業廃止【指摘事項】
結婚祝金給付事業	○	×	×	×	事業廃止【指摘事項】
高齢者等給食サービス事業	○	○	○	△	事業廃止【意見】
民間障がい福祉施設整備助成事業	○	○	○	○	問題なし

②障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく給付費等の支給に関する事務事業

- ・請求を確認する人員を増員すべき【意見】
- ・重複請求件数の事業者ごとの統計を作成・確認して、監督・指導を強化すべき事業者のチェックをすべき【意見】

③民間障がい福祉施設整備助成事業

問題なし

○児童発達支援事業

代筆者がいる場合、誰が記入したかを書類上明らかにすべき【指摘事項】  
障がい給付申請の「支給申請書兼障がい支援区分認定申請書」には、申請者欄と申請書提出者欄とがあるが、自署ではないと思われる申請書、自分で申請書を提出できないと思われる障がい者の申請書でも、申請書提出者の記載がないものが見受けられた。

「計画相談支援給付費・障がい児童相談支援給付費申請書兼依頼（変更）届出書」中の「相談支援事業所について」欄に事業所の記載がある場合には、相談支援事業所の職員が記載し提出していることは明らかであることからの運用とのことであった。

しかし、当該申請書を誰が記入したかについては、記入内容についての責任の所在を明確にし、よって、その記入内容の真正を担保するために必要と考えられることから、申請書が代筆によるものである場合は、記載者欄を作成

し記載者を記入させるとともに提出者についても本人と異なる場合、必ず記入させるよう運用を改めるべきである。

#### ○障がい児を囲む親子ふれあい事業

本事業については廃止若しくは参加者に応分の負担を求めるべき【指摘事項】

本事業は、参加者の費用負担がない日帰りのバス遠足であるが、障がい者の旅行を目的とする事業は、倉敷市において、ほかにも存在する。

すなわち、JRの臨時列車を利用した日帰り旅行である「ひまわり号」及びバスを利用した1泊2日の旅行で18歳以上の障がい者を対象とした「しらかべ号」である。参加者は、ひまわり号で数千円程度、しらかべ号で1万円前後の参加費を負担することになっているが、いずれの事業も倉敷市から100万円の補助金が支出され、通常の旅行よりは格安で旅行ができるものである。

加えて、車両改造費の公費助成制度があつて福祉車両が普及し、過去ほど障がい者が家族旅行をすることが困難ではなくなっているといえ、本事業の目的は、本事業なしでも達せられていると考える。

民間に存在する障がい者団体等においても家族間の交流・情報交換や障がい者の戸外活動を目的とした事業は存在しており、かつ、本事業に対しては、無料で旅行に行けるといふ声も聞かれているとのことであり、公益性の観点から、本事業を継続しなければならない事情は乏しい。

なお、本事業が、参加者に負担を求めないのは、有料とした場合に旅行業法に抵触することを慮つてのことであるが、類似の事業が存在し、低額であっても参加費を徴収していることから、本事業のみを無料で継続すべき理由はなく、経済性の観点からも事業の継続の必要性は乏しいといえる。

したがって、本事業は廃止するか、参加者に参加費の負担を求めるべきである。

#### ○施設通所者交通費助成事業

少なくともA型事業所への通所者については、直ちに廃止または給付要件を厳格化すべき【指摘事項】

A型事業所においては、通常の雇用契約が締結されており、労働者として最低賃金が保証されている形態である。

そのうえ、事業者には、就労継続支援A型サービス費等、種々の助成金等が給付されており、かつ、大半の事業所において最低賃金の給料の支払いしかなく、されていない現状が認められ、事業者の実質的な人件費負担が過少になっている状況が多々見られる。

このような現状においては、通所者の交通費は、事業者が負担すべきものが筋であって、公費による支援が重ねて必要とは到底いえない。

ただし、単に廃止にただけでは、障がい者について通所費用の負担が増えるのみともなりかねない。

しかし、A型事業所においては、雇用契約が原則であり、就業規則等によった通勤手当の支給を受けることは可能であり、通勤手当が存しない場合においても、最低賃金が保証されていること及び大半の公共交通機関の運賃については障がい者割引がなされ、健常者に比してもともと半額である場合が多いこと等にかんがみれば、交通費程度の負担はやむを得ないものというべきである。

仮に、障がい者の通勤への影響が大きいのであれば、収入に対する割合に応じる支給とすることや、自己負担分の上限を定めてそれを超える額を支給するなど、支給要件を厳格化すべきである。

## ○援護金給付事業

### 廃止すべき【指摘事項】

#### A. 合規性について

生活保護世帯に対しては、「生活保護および中国残留邦人に対する倉敷市自立更生援護金支給要綱」に基づき支給されていたが、生活保護法に期末一時扶助という類似の制度が存在することから、平成25年に廃止された。

これに対し、重度心身障がい者に対しては、根拠となる条例・規則等がそもそも存在せず、毎年、障がい福祉課での決裁行為のみで支給を決定している。

同課からは、長年の慣習であり理由ははっきりしないが、「義務を課し、又は権利を制限する」(地方自治法第14条第2項)の場合ではないことから、条例の根拠を不要と考えてきたのではないかと説明を受けた。

この点の解釈については諸説あるところであり、上記の説明に沿う解釈も有力であることから直ちに同法に違反しているとまではいえないが、決裁行為という何ら民主的手続きを経ない行為のみで、毎年52百万円近い多額の税金を支払いに充てるのは、好ましいこととはいえない。むしろ条例の根拠を必要とし、倉敷市民の合意を確認すべきであったというべきである。

重要事項や社会給付活動にも条例の根拠を必要とする解釈も存在しており、決裁行為のみで、毎年、多額の支出をしてきた行為に関しては慎重に民主的手続きを得ることを検討すべきであったといえ、合規性について問題があったと考える。

## B. 有効性等について

本事業の目的について、重度の障がい者に対して、自立の助長を図り、経済的な生活の安定を促進するため（平成 27 年度倉敷市「決算における主要な施策の成果の説明書」）とされている。

もともとは、昭和 46 年のニクソンショックによる経済不況の折に、高騰する物価、ガソリン代の一部を援助する趣旨で、昭和 47 年に生活保護世帯を対象に始められ、昭和 53 年に重度心身障がい者にも拡大された制度である。

しかし、実態は、単なるばらまきであり、年 7,000 円程度の金額の支給が倉敷市障がい者基本計画等の想定する障がい者の自立の助長に結びつくとはいえない。また、障がい者に対しては、年金等の給付や各種の減免制度の手当てがなされていることからすれば、重ねて経済的な生活の安定を促進する必要性も乏しいといえ経済性・効率性の観点からも存在意義が存しない。

## C. 結論

独自に障がい者に対する扶助費等を支給する例は、他の中核市においても存在し、実際に倉敷市よりも高額の支給をしている自治体も存するところではある。

しかし、本事業についていえば、支払いに関し根拠となる条例・規則等は存在せず、その支給に、納税者たる倉敷市民の合意が得られているかについて疑問があり（少なくとも手続きは取られていない。）、かつ 7,000 円という支払金額の根拠も自立とどう結びつくのか等不明であり、毎年 52 百万円近くもの多額の税金を決まって支出すべき支払いの正当性の根拠が何ら存在しないといえるのであり、本事業は、廃止すべきである。

### ○結婚祝金給付事業

#### 廃止すべき【指摘事項】

本事業の目的は、障がい者の結婚に際し、結婚祝金を給付することにより、福祉の増進を図ることとされている。

しかし、結婚祝金の支給がどのように障がい者の福祉の増進に結びつくのか甚だ不明である。

そもそも、なぜ健常者に支給がない結婚祝金を、障がい者だけが受けられるのかという理由も不明であり、公平性も見受けられない。

岡山市や中国・四国の中核市において、同様の制度は存在していない。

倉敷市の予算規模からすると、支出金額が大きいとはいえないが、事業継続すべき理由はなく、廃止すべきである。

### 第3 児童福祉

	合規性	公益性	公平性	経済性・ 効率性・ 有効性	指摘事項・意見
保育・幼稚園課					
保育所入所 手続き	△	○	△	△	書類の不備【指摘事項】 利用調整基準指数表【意見】 減免の周知【意見】 待機児童・未決定児童の管理リスト 【意見】 駅前送迎保育ステーション【意見】
保育料の収 納手続き	×	○	△	△	滞納保育料の催告未実施【指摘事項】 保育料収納率【意見】 児童手当からの特別徴収(参考:東広 島市)【意見】
公立保育所 運営事業	△	○	○	△	「預かり保育利用申込書兼延長・超 過・預かり保育利用簿」に担当者名を 明記【意見】 公有財産の現物照合【指摘事項】 臨時職員・パート職員の出勤管理【指 摘事項】 施設別の収支管理【意見】 アンケート結果【意見】
公立保育所 延長保育	○	○	△	△	延長保育の実施園数及び1日当たり の平均利用児童数【意見】
公立保育所 園舎耐震化 事業	△	○	○	△	暴力団排除に係る契約解除の条項 【指摘事項】 落札率99.99%の工事【意見】
民間保育所 運営事業	○	○	○	△	保育料軽減措置の状況及び利用者負 担割合の他の自治体との比較【意見】
民間保育所 運営委託料	○	○	○	○	特になし
民間保育所 延長保育事 業	△	○	○	○	認定こども園に係る委託契約書の形 式の不備【意見】
病児・病後児 等保育事業	○	○	○	○	特になし
民間保育所 一時預かり 事業(一般	○	○	○	○	特になし

型)					
民間保育所整備助成事業	○	○	○	○	特になし
認可外保育施設への助成事業	○	○	○	○	特になし

#### ○保育所入所手続き

##### 必要書類の不備について【指摘事項】

##### イ. 就労証明書の訂正について

- ・就労証明書の勤務時間を修正液により訂正：1件
- ・就労証明書の勤務時間を保護者が二重線で修正後、保護者の訂正印が押印されているもの：1件
- ・訂正印のない勤務時間の訂正：1件
- ・勤務先の印なし：1件

保護者から入手する就労証明書の勤務時間は保育の必要性の認定及び利用調整において非常に重要な外部資料であるにもかかわらず、修正液等による保護者自身の訂正を看過しているのは問題である。

特に就労証明書の様式に「印の無いものは無効です。」と明記されているため、勤務先の印のない就労証明書は当然に無効である。

##### ロ. 保育所等利用調整基準指数表について

- ・未作成（欄外に点数のみ記載あり）：1件

点数自体に誤りはなかったが、市が作成する保育所等利用調整基準指数表は保育の必要性の認定及び利用調整において非常に重要な内部資料であり、第三者による検証が可能なように作成しておく必要がある。

##### ハ. 給与明細書とは言えない添付書類について

- ・就労の状況が確認できるとは言えない書類：1件

「施設利用者の支給認定要件及び扶養人数確認書」の添付書類に就労証明書と同等の書類として給与明細書の添付が認められているが、支給対象月・支給事業者名・受給者名のみが記載されている、いわゆる給与明細書の表紙に相当する書面のみが添付されていた。

##### (改善すべき事項)

就労証明書・保育所等利用調整基準指数表等は保育の必要性の認定において非常に重要な資料である。上記のとおり、保育所入所手続きは時期が限定され、また職員1人当

たり約 650 件も処理しているため、非常に事務負担の大きい事務手続きではあるが、保育園に入所を申し込む保護者にとっては死活問題である。公平性の確保のためには、従来以上に正確な事務手続きを行う必要がある。

○保育料の収納手続き

滞納保育料の催告未実施について【指摘事項】

例年 7 月と 11 月に実施している過年度の滞納保育料の保護者に対する催告書の送付を平成 27 年度は実施していない。平成 27 年度の保育・幼稚園課は子ども・子育て支援新制度への対応で追われたことに加えて、催告書を子ども・子育て支援新制度のシステムで管理する予定であったものがシステムの対応に時間を要したことが催告未実施の主な原因である。新制度や新システムへの対応に相当のマンパワーを要したことは十分に理解できるが、本来、実施すべき滞納整理事務を実施できなかったことは滞納の長期化、将来の不納欠損につながる懸念がある。

ただし、催告書の送付ができていない場合であっても、在園児については各園から保護者に直接、納付の催告を伝え、卒園児分については夜間の電話による催告を行っているとのことである。また、現年度の滞納保育料については、例年通りに「概ね 3 ヶ月の滞納発生で、未納者への連絡（園を通じて保護者へ直接連絡）を行い、納付依頼」がなされている。

今後、担当課が事務量過多で対応できないような状況にある場合は、事前に状況把握した上で他の部局に応援を依頼する等、適時かつ適正に滞納整理事務を行う必要がある。

○公立保育所運営事業

A. 公有財産の現物照合について【指摘事項】

中洲認定こども園：現物なしが以下の 2 件

物品番号	取得日	品名	規格	取得金額
120123	20150401	書架	木製	42,800 円
120216	20150401	ビデオレコーダー	NV-H3G	61,800 円

担当者に質問したところ、次の回答であった。

平成 27 年 4 月に認定こども園に移行したときに処分している。定期的に備品の棚卸は実施しており、当該備品がないことは分かっていたが、廃棄届けの提出を忘れていた。監査があると分かり、1 週間前に急遽提出している。

(改善すべき事項)

備品を処分した場合は廃棄届を速やかに提出する必要があるので、その旨を現場担当者へ周知徹底することが重要である。

#### B. 臨時職員・パート職員の出勤管理について【指摘事項】

老松保育園について、次頁のとおり転記ミス・集計ミスが散見された。

項目	件数	内容
臨時保育士の土曜日の出勤日数の転記ミス	2件	いずれも出勤簿（手書き）では2日（正）にもかかわらず、給与計算に反映する月例報告書では3日（誤）となっていた（11月度の給与計算で修正するとの説明を受けた）
臨時保育士の時間外手当時間数の集計ミス	1件	3時間45分（正）にもかかわらず、出勤簿・月例報告書では3時間15分（誤）となっていた（上記と同様に11月度の給与計算で修正するとの説明を受けた）
パート保育士の出勤簿の日数の集計ミス	2件	いずれも月例報告書では修正済みであるため、出勤簿の修正のみが未了

中洲認定こども園の臨時保育士が3名であるのに対し、老松保育園は18名と多く、パート職員も10名以上勤務しているため、毎月の勤務体制編成表を作成する時点からすでに事務が煩雑となっている。また、勤務体制編成表どおりに運営されることは稀で毎月かなりの変動があるため、上記のとおり単純なミスが多数散見された。

#### (改善すべき事項)

近年の倉敷市の公立保育園は、臨時職員・パート職員の割合が50%以上を占めており、当該職員の出勤簿について集計や転記のダブルチェックはなされているとのことであるが、現在の手書きの勤務体制編成表・出勤簿ではミスが生じやすい。

今後は従来以上にダブルチェックを徹底する必要があるが、正規職員の事務負担を軽減するためにも市販のソフトの活用等、システム導入について検討することが望ましい。

#### ○公立保育所園舎耐震化事業

##### 暴力団排除に係る契約解除の条項について【指摘事項】

倉敷市暴力団排除条例が平成24年4月1日に施行され、すべての事務事業を対象に排除に向けた取り組みを検討する必要がある。また、運用に当たっての留意事項が各所管課に周知されているが、当該留意事項における排除に向けた取組の中では、暴力団排



除に係る契約解除条項の創設が具体例として挙げられているにもかかわらず、上記の修繕契約書に記載がない。

(改善すべき事項)

修繕契約書は、上記の留意事項における「排除の例外」に該当するとは考えられないため、暴力団排除に係る契約解除条項を追加する必要がある。

子育て支援課					
地域子育て支援拠点事業	○	○	○	△	子育て支援ニーズに対応した利用者数増加の促進【意見】
児童センター・児童館運営事業	○	○	○	△	指定管理料の金額の合理性【意見】 最も利用が多い乳幼児親子層の利用促進【意見】 耐震問題の解消【意見】
放課後児童健全育成事業	○	○	△	△	放課後待機児童の解消及び潜在的な放課後待機児童の把握【意見】 児童クラブの余剰金の有効活用【意見】 専用区画の面積に係る経過措置の期限明記【意見】 放課後児童支援員の必須研修の期限内修了【意見】 児童の集団の規模の適正人数【意見】 実施場所の拡大【意見】
児童手当・児童扶養手当	○	○	△	○	特になし
母子家庭等自立支援給付金	—	○	○	○	特になし
母子生活支援施設運営事業	○	○	○	△	一時的に協定書の定める常勤職員数を欠いていた【意見】 入所率の低迷【意見】
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	—	○	○	△	継続して償還率が低迷【意見】

子ども相談センター					
こんにちは 赤ちゃん事 業	○	○	○	○	特になし
児童見守り 事業	○	○	○	△	在宅児童の網羅的な把握【意見】
子ども・子育て支援新制度推進室					
子ども・子育 て支援新制 度関連事業	△	○	○	○	暴力団排除に係る契約解除の条項 【指摘事項】
私立幼稚園 における長 時間預かり 保育運営費 支援事業	○	○	○	○	特になし

#### ○子ども・子育て支援新制度関連事業

##### 暴力団排除に係る契約解除の条項について【指摘事項】

倉敷市暴力団排除条例が平成24年4月1日に施行され、すべての事務事業を対象に排除に向けた取り組みを検討する必要がある。また、運用に当たっての留意事項が各所管課に周知されているが、当該留意事項における排除に向けた取組の中では、暴力団排除に係る契約解除条項の創設が具体例として挙げられているにもかかわらず、上記の電子システムの業務委託契約書に記載がない。

##### (改善すべき事項)

電子システムの業務委託契約書は、上記の留意事項における「排除の例外」に該当するとは考えられないため、暴力団排除に係る契約解除条項を追加する必要がある。

#### 第4 倉敷市総合福祉事業団に対する委託金等の支出について

- A. 今後契約することとなる指定管理契約、委託契約については、指定管理料等の金額が適正な水準となるよう算定根拠を見直すべきである。【意見】

倉敷市総合福祉事業団全体の収支は、この2年15,000千円ほどの黒字であり、支払資金残高すなわち内部留保資金も6億円を超えている。

事業のほとんどが倉敷市からのものであるため、収支差額が大きくなった理由を質問したところ、人件費が減少したために生じた差額とのことである。

倉敷市総合福祉事業団は、平成23年度の包括外部監査において、平成22年度の指定管理料を除く事業の委託契約について監査を受けているが、すべての事業で収支差額がプラスとなっており、当初の委託料が高額であったのではないかと意見が付された。

現状のままでは、市からの事業による当事業団の余剰は増える一方であるため、契約の見直しが必要と考える。

委託契約の場合は、翌年の予定価額を見直すか、精算条項を設けることが必要である。

指定管理契約については、契約更新時には、適正な算定根拠による指定管理料の見直しと、応募方法についても見直す必要がある。

- B. 内部留保の処分について、今後適正な処理が必要である【参考】

上記のとおり、平成27年度、内部留保が603百万円（平成27年度）となっている。

平成23年にも外部監査がされているが、平成22年度からの間に120百万円増加した計算である。

当事業団は社会福祉法人であるため、社会福祉法人の制度改正により、余剰が生じていれば、今後、社会福祉事業として社会へ還元する「社会福祉充実計画」の実施が必要となる。この計画の中で、市の福祉事業へ還元することが可能ではないかと考える。

## 第5 指導監査課

### (1) 全般事項について

#### ① 指導監査及び実地指導の対象の選定基準について【意見】

その年度に指導監査の対象とするか否かは、選定基準によって決定されることになる。その選定基準は一定であるべきである。以上から、指導監査の対象の選定基準については、指導監査の有効性の確保のため重要であるため、より明確で客観的なものが必要と考える。

実地指導についても明確な基準はない。対象数が多く、実施順位は常に流動的で一律に決めることは難しいと思われるが、こちらについても明確な選定基準を定めることが望ましい。

#### ② 監査対象と、担当職員との利害関係調査について【意見】

事前の計画段階において、利害関係がある施設等の担当を除外することができ、公正性と客観性が担保できると考える。

利害関係の書面調査の方法としては、「利害関係のチェックリスト」を市で作成し、担当職員がそれに記入する方法が簡便で有効である。

#### ③ 個別の監査等の計画の策定について【意見】

指導監査と実地指導について、年度の全体的な計画(実施方針)は策定されている。対象施設個々の状況は異なり、監査の要点も異なるため、監査計画は個別に策定することが必要である。

実地指導については、管理台帳により、指導履歴を管理しており、有用であるが、個別計画はそれとは別に作成が必要である。

#### ④ 監査調書の整備・保管について【指摘事項】

監査等の結果資料を閲覧した結果、障がい児相談支援事業所の結果ファイルホルダーの中に、他事業所の改善報告書が混入していた。

不適切保管であり、今後このようなことがないように、定期的な資料点検の実施等の対策が必要である。

#### ⑤ システムの利用について【意見】

現地での作業は、パソコンを使用してデータを直接サーバーに保管することで、パソコンにデータを残さず情報管理し、紙ベースでの作業は必要最小限にとどめることで効率的な監査が可能であると考え。さらに、将来的には、監査資料、調書自体を電子化するシステム化の検討が望ましい。

⑥ 宣誓書の入手【意見】

法人、施設の代表者から、事前準備資料には法人、施設の現在の状況を正しく記載しているとの旨を記載した「宣誓書」の入手が望まれる。「宣誓書」を入手することは、多少は法人、施設の負担増になるが、「宣誓書」により、記載事項についての法人に責任を負わせることで、より正確な資料の入手が可能となるため必要と考える。

⑦ 復命書の様式及び作成方法について【意見】

監査を実施した後、監査結果は復命書を作成し決裁・承認手続きがされている。復命書を閲覧した結果、様式や記載事項が担当者によって差異があった。記載事項や様式について一定の型を作成しそれに基づき記載をすれば統一が図れると考える。

⑧ 担当職員の能力向上、監査ノウハウの蓄積について【意見】

「監査事例集」や「Q&A」等の整備や今まで担当職員が独自で開発した監査ツールを公開するなどの監査ノウハウを蓄積することが必要と考える。

⑨ 監査結果のレビューについて【意見】

現在、監査結果として、復命書を作成し、監査結果とその基となった監査資料（監査チェックリストに担当職員が現場で直接記入したもの）を添付して、回覧・決裁を受けている。監査の質を向上させるためには、監査結果の上長レビューによるチェックは重要である。

⑩ 文書指導と口頭指導の区分について【意見】

に要改善項目が文書指導か口頭指導かにより取扱いが異なるため、その区分が問題となる。

この点について、「すべての担当職員を集めて指摘事項のすり合わせを行い、担当者間での差異が出ないようにしており、最終的な決済時において上位職により、文書、口頭の調整を行っている。また、過去の指摘について文書指導・口頭指導の事例の蓄積をしている」との意見であった。これらは、有用であると考えるが、さらに追加として具体的な区分例示集や判断のためのチェックリスト等を作成することも有用であると考える。

## (2) 指導監査について

### ① 指導監査の留意点及び着眼点の定めについて【指摘事項】

監査等実施要綱第6条によると、「一般指導監査は、別に定める指導監査の留意点及び着眼点で定める項目について実施するものとする。」とある。

第6条は、市が定めることを規定しているものであり、現状では定めがされていない。この定めを国からの通知とするのであれば、市はその旨を定めるべきであると考ええる。

### ② 指導監査での自己点検の実施について【意見】

実地指導においては、事前資料として自己点検シートへの記載を求めているが、指導監査においては、事前提出資料には自己点検チェックが含まれていない。効率的な監査のために、事前準備資料に自己点検チェックを追加することが必要と考える。

### ③ 監査チェックリストにおける実施項目及び記入方法について【意見】

指導監査では、A(必ず確認する項目)、B(時間が許す限り確認すべき一般項目)、C(可能であれば(時間があれば)確認する予備的項目)とランクを分けて実施している。B・Cの項目については、ローテーションにより数年かけて1度は実施することが望ましいと考える。このローテーションについては、個別の監査計画により管理すべきである。また、チェックリストにおいてチェックした事項はすべて記入して、未チェックの項目がわかる状態にすることが必要である。

### ④ 監査チェックリストの改善について【意見】

監査結果の記入済みの監査チェックリストを閲覧した結果、未記入のままとなっている項目があった。該当のない項目については確認の記載ができないためと思われる。現状では、チェック漏れか該当なしか不明である。チェック欄に「該当なし」の項目を追加する必要があると考える。

### ⑤ 監査結果の記入について【意見】

復命書による監査結果欄が、空白であったり、手書きの記入で不明瞭であり、内容が判読できないものがあった。結果通知書へ適切に内容が反映できているか確認困難であった。翌年度以降の担当者が参考とする場合に、理解が困難となるため、監査結果欄は、必ず明瞭に記載することが必要である。

また、指導監査のチェックリストに報告者欄に担当者名の記入がないものがあった。担当者は必ず記入すべきである。

### (3) 実地指導について

#### ① 自己点検シートの職員の記入方法について【意見】

現場指導時に職員が自己点検シートに記載をしている。記載結果を閲覧した結果、点検シートが複数あり、職員がそれぞれ担当項目について、記載してあった。現場実施時は別々の点検シートに記載しても、指導結果の資料としては、1つの点検シートへまとめる必要があると考える。

#### ② 自己点検シートの改善について【意見】

自己点検シートの記載結果を閲覧した結果、回答のない項目が散見された。チェックの回答項目が「適」と「否」しかないため、該当のない項目については、回答の記載ができないためと思われる。特に「報酬編」に多くみられた。

チェックリストには全部の項目についてチェックしたことが明示することが必要である。現状では、チェック漏れか該当なしのどちらか不明である。回答欄に「該当なし」の項目を追加する必要があると考える。

#### ③ 改善報告書の提出遅延について【指摘事項】

実地指導の結果として、事業所へ結果通知書を送付し、文書指摘事項があった場合は、1ヶ月後を期日に改善報告書の提出を求めている。改善報告書を閲覧した結果、提出が期限を大幅に遅延したものがあつた。文書指摘事項が多数あり、改善に期間を要したものと思慮されるが、期限内提出を指導すべきである。

今後、業務改善報告書の提出期限を経過したものについては、「遅延理由書」の提出を求めることが望ましい。【意見】

#### ④ 復命書の作成について【指摘事項】

障害サービス事業所に対する実地指導と有料老人ホームに対する立入検査については、復命書が作成されていない。

- ・復命書は、実地指導等を実施した結果を決裁するために作成するものであり、自己点検表と指導監査結果の参考欄がその代わりとはならないこと。
- ・他の指導監査や実地指導ではすべて復命書は作成されており、それと別の手続きをする合理的な理由は見当たらないこと。

以上から、復命書は作成すべきである。

以上